

はしがき

ここに、『陪審手引』という1931（昭和6）年に発行された一冊の小冊子があります。その「はしがき」は次のように始められています。

「陪審法は我国未曾有の大法である。実施前の莫大の予算を投じ宣伝に努めた当局が、実施後何らこれを指導しないのは、洵に遺憾である。」

陪審法は、これより3年前の1928（昭和3）年に実施されています。その後、「陪審法の精神が、未だ一般国民に徹底していない」ことを憂えて、民間団体である「大日本陪審協会」が、陪審員のためのガイドとして発行したのが、上記のパンフレットです。

本書も、「裁判員のための刑事法ガイド」と題されているように、裁判員に選ばれる可能性のある一般市民の方たちを対象として、裁判員制度を含む刑事法の内容をできるだけわかりやすく解説したものです。殺人罪とか詐欺罪とか、犯罪についてはメディアの報道を通じて、少なくとも聞いたことはあっても、刑法とか刑事訴訟法とかの法律を実際に読んでみたという人が、一般市民の方たちの中には、それほどいないでしょう。まして、刑法や刑事訴訟法上の専門用語について、知らない人がほとんどでしょう。

裁判員は、こうした専門的なことを知らなくてもよいことになっています。専門的なことは、裁判官や検察官、弁護人がわかるように説明してくれるはずです。アメリカやイギリスの陪審裁判では、検察官や弁護人は陪審員に語りかける調子で弁論を行い、事実調べが終わって、陪審員が評議のために評議室に入る前には、裁判官が陪審員のために何を評議すべきかをわかりやすく説明することになっています。

私がイギリスで見た窃盗に関する陪審裁判では、評議に入る前の裁判官の説明（これは「説示」と呼ばれています）で、窃盗罪の要件を説明し、証拠と照らしてこれらの要件に当てはまることが証明されているかを議論し、そのひとつ

でも証明されていないという結論に達した場合には、有罪とすることは出来ないことを、外国人の私でもわかる言葉で語りかけていました。

裁判員制度のもとでも、法律家たちは法律家以外の人にもわかる言葉で法律用語を説明して、裁判員に語りかけるはずです。それが裁判員制度を実施する当然の前提です。

ただし、英米の陪審制度と違う点があります。英米の陪審制度では、陪審員は、被告人がやったと検察官の主張する犯罪事実の証明だけについて、判断をするのでよいのですが、裁判員は、事実の証明だけでなく、それがどのような犯罪になるかという法律の適用と、どの程度の刑を科すべきかという量刑についても判断しなければなりません。

これまで、一般の人向けの法律解説書がなかったわけではありませんし、そうしたものが必要性がなかったわけでもありません。人はいつ罪を犯したという疑いを受けるかわかりません。もし、自分がそのような疑いを受けた場合に、どうすればよいのか、ということについて最低限の知識は持っていたいと考える人は、必ずしも少なくないでしょう。それでも、これまで、そうした人のための法律解説書の必要性は、それほどの切実感を持っていなかつたかもしれません、裁判員制度の実施によって、一般人向けの刑法、刑事訴訟法の解説書がより一層必要になったと考えられます。

本書は、「裁判員のための」と銘打っていますが、裁判員になる人だけではなく、広く一般の人、大学生だけではなく、高校生や中学生の法教育のための教材ということも意識して書かれたものです。

刑事手続の全体を示し、刑法総論と刑法各論について、少し詳しく述べたのは、こうした意識の反映です。できるだけわかりやすくすることに努めましたが、まだ専門的なところがあってわかりにくい箇所があるかもしれません。読者の反応を見て、改善したいと思っています。

本書の構成は、まず第Ⅰ部で裁判員制度について、第Ⅱ部で刑事手続について解説、第Ⅲ部で犯罪の要件と刑罰について説明し、最後に、第Ⅳ部で裁判員裁判の対象になる犯罪についての説明をしています。刑事手続は裁判員が関わる手続だけではなく、その前後も含めて、一応、全体について解説をしていま

す。できるだけわかりやすいように、架空の事例を用いて、刑事手続や刑法についての説明をしました。ただし、単なる解説だけではなく、私の意見を加え、また、問題点などの指摘もあります。閑話休題的なトピック欄も設けました。巻末には、参考条文（本書で登場する条文および陪審法のうち重要なもの）もあげておきました。

本書のアイディア自体は数年前からあり、当初は裁判員のための刑法を書くということで進めていました。しかし、それが具体化したのは、裁判員時代の刑事裁判手続の教科書を作りたいという法律文化社の企画とドッキングした時からです。

そうしたいきさつで生まれた本書は、一般市民の方の裁判員裁判入門という性格とあわせて、法学部の学生にも刑事法のガイドとしての役割を果たすものとなっていると思います。

2008年 8月

村井 敏邦